明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

福島県南相馬市原町区小沢字下戸屋廻二百五十六番	山林	
福島県南相馬市原町区小沢字下戸屋廻二百五十九番	山林	
福島県南相馬市原町区小沢字下戸屋廻三百九十三番	宅地等	
福島県南相馬市原町区小浜字大廻四百八十四番	山林	
福島県南相馬市原町区小浜字滝下二百六十四番	山林	
福島県南相馬市原町区小浜字西内十二番一	原野	
福島県南相馬市原町区小浜字西内十二番二	原野	
福島県南相馬市原町区雫字袖原十九番	山林	
福島県南相馬市原町区雫字袖原二十番	山林	
福島県南相馬市原町区下江井字北向九十二番二	原野	
福島県南相馬市原町区高字御稲荷六十五番	墓地	
福島県南相馬市原町区高字御稲荷六十七番	墓地	
福島県南相馬市原町区高字薬師堂四番	墓地	
福島県南相馬市原町区堤谷字産廻十七番	原野	
福島県南相馬市原町区鶴谷字坂下三百七十番	墓地	
福島県南相馬市原町区鶴谷字坂下三百七十八番	墓地	

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の各号上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
一　宅地等	イ　屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 ロ　外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 ハ　軒どい　堆積物の除去及び拭き取り ニ　竪どい　高圧水洗浄 ホ　庭等の土壌　除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 ヘ　庭木等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ト　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え チ　砂利又は砕石　除草又は除去及び被覆 リ　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
二　田	除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
三　畑	イ　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 ロ　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
四　山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
五　原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
六　墓地	除草、堆積物の除去、砂利若しくは砕石の除去及び被覆又は墓石の拭き取り
七　雑種地	イ　未舗装面（土壌）　刈払い又は除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち ロ　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 ハ　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階　環境省東北地方環境事務所 福島環境再生事務所除染対策第一課 電話番号　〇二四（五七三）　七三三〇

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十九年一月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○東北地方整備局告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四十六号　盛岡市上田三丁目二〇四番四から同市西下台町一一三番一まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月七日